

石川県能登半島の近藤和也です。

「つくろう、新しい答え。」国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました「漁業法等の一部を改正する法律案」につきまして、反対の立場から討論いたします。

法案に賛成の立場の議員の方々に、問いたい。

この法案に「浜の香り」がしますか。

この法案を何が何でも通してくれ、そのような声を聞いた議員はいらっしゃいますか。

70年ぶりの大改正。総理は所信表明で大々的に謳いました。この言葉に心躍った議員はいらっしゃいますか。

所信表明からひと月余りが経ちましたが、私のまわりで漁業をされている方から、この法律を早く通してくれ、とそのような声は聞こえてきませんでした。わからない、知らないがほとんどです。

日本は海洋国家。世界的にも恵まれた水産環境であり、そしてなにより漁業の営みを通じて育まれた心意気、文化が深く根付いています。私の地域でのキリコ祭りなどは、その結晶ともいえるでしょう。合わせるかけ声と、吹き出る汗、キリコを担いで海に入る、照らす月明りと揺れる海面。幻想的な漁村の過去からの営みが、今なお地域の誇りであり、元気の支えともなっています。心意気がある、恵まれた環境がある。これを発展させて新しい時代へ向けた水産業を構築していこうとするならば、漁業関係者、行政、お互いが共通の資源である水産環境のあり方について、十分協議しつつ調和ある発展に導く環境づくりが求められます。しかしながらこの改正案は作り上げるまでのプロセスも、法案の内容そのものも、率直に言って「浜の香り」が全くしません。

本法案に反対する理由を申し述べます。

反対理由の第一は、「漁業権の見直し」について、内容があまりにも粗雑であり、結果として沿岸漁業従事者らに大きな混乱をもたらすおそれがある点です。

戦後に作られた現在の漁業法の最大の目的は浜の民主化でした。その中心に位置づけられたのが「漁業権」です。知事が公選となり、漁業調整委員会が設立され、さらには地域の慣習と漁村の未来を背負った漁業協同組合が最優先される。この3者を中心として「漁業権」が扱われ、浜の民主化が図られました。

今回の法案は一部その細分化された漁業権の優先順位を無くしま

す。明治期、慣習としての漁業権を取り上げた時、その権利を巡り抗争が激化。漁村は大混乱しました。漁業協同組合の前身の漁業組合はその混乱を収めていくために漁村の慣習の一つの集合体として作られた歴史的経緯があります。その調整弁としての漁協は今回で漁業権の優先権の一部を失います。さらには養殖業であれば地元漁協をその最上位として39もの優先順位を決めています。もちろん、その細かく規定されたものも無くなります。これらすべてを「有効かつ適切に」というあいまいな基準でそれぞれの都道府県知事で決められますか。

国は法律ではなく政省令で、何らかの指針を示すとしていますが、漁業権とは言うまでもなく、沿岸漁業従事者が事業を行うための核心的部分です。その大切な部分は後で決める、政省令に丸投げ。これはどこかで聞いた話と似ていませんか。

ましてや、このような曖昧な規定では実際に漁業権を付与する立場にある知事には、都合よく「適切かつ有効」の意味を解釈でき、半ば「白紙委任」をするようなものです。政治は残念ながら性善説を前提にすることは出来ません。権力は暴走する。一昨日の入管法の採決がまさにその象徴ではないですか。

知事に責任と権限を集中し、海区漁業調整委員を公選制から任命制にし、漁村の慣習の象徴の一つでもある漁協の権限を奪う。これでは浜の民主化に逆行するのではないのでしょうか。歴史は繰り返す。浜の混乱を望んでいる漁業関係者は誰もいません。

反対の理由の第二は、拙速な審議のために、法案に対する様々な懸念や課題が払しょくできていないことです。

先ほど申し述べた漁業権の見直しに対する懸念のほか、漁獲可能量（TAC）と個別割当（IQ）譲渡権（ITQ）の課題。遠洋・沖合漁業のトン数制限の見直しによる漁業の変化への検証、など、議論に付すべき論点は山積しています。これを丁寧にこなすことを通じて、いま従事する漁業関係者や水産資源加工業者の方々の十分な理解を得ることが必要です。

だからこそ、国民民主党をはじめ野党各会派は、委員会での参考人質疑、地方公聴会、沿岸漁場の現場への視察などを求めてきました。しかし、委員会の地方公聴会や視察は行われませんでした。一方、私

たち野党は合同で宮城県石巻市の現場を視察しました。野党各会派は他のそれぞれの視察も含め、こうした実情を反映させしっかり議論するため、慎重かつ十分な審議を求めてきましたが、何の力が働いたのか、極めて短い時間で採決にいたりしました。残念ながらそこには漁業者に対する配慮は全くありません。

今国会ではEUとのEPAについて、外務委員会との連合審査を求め続けましたが実現しませんでした。一次産業は対EUで輸入品で有税品目のうち三分の一が農産品です。さらには入管法においても4業種、受け入れ見込みでも三分の一が農林水産に関わる部分です。こちらでも法務委員会との連合審査を求めていましたが、実現しないまま残念な結果となりました。与党の皆さん、もう少し一次産業に携わる方々の想いに、悩みに、今に、未来に寄り添うべきではないでしょうか。

先ほど申し上げた石巻の視察で印象に残ったのは、漁業権の見直しなど、法律が大改正されることを知らされず、変わる中身もよく分からない、不安だとおっしゃった沿岸漁民の方の声です。水産復興特区導入時の混乱と顛末も経験されているからそのご心配はなおさらです。さらに言われた若手の漁師さんの言葉が特に心に響きました。「どっちでもいい。何がどう変わるんだかよく分からないけれども、とにかく漁業者が食べていけるようにして欲しい。」こうした率直な現場の声を、政府はどこまで汲んで、この法案を作成したのでしょうか。この法律改正によって、現場の声が混乱とともに消され、いま以上に沿岸漁業が衰退するのではないかと私は危惧します。最後にこの法案で、この進め方でいいんだ、とそれでもなお考えておられる議員の方々に、彼の一言を引用し、勇気ある心変わりを期待したいと思います。

「あなたは、食への、一次産業へのリスペクトはありますか。」

以上で私の討論を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。